

香美町学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保護者が負担する学校給食に要する経費に対し、香美町学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する香美町内に住所を有する園児、児童又は生徒の保護者とする。

- (1) 香美町内の幼稚園、小学校又は中学校に在籍する園児、児童又は生徒のうち、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していないこと。
- (2) 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍していること。
- (3) その他町長が特に必要と認めること。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、香美町立学校給食センター管理規則（平成17年香美町教育委員会規則第21号）第23条第1項に規定する額に学校給食を要した日数を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、次に掲げる支弁又は負担金の対象者となる場合は、その支弁額又は負担金を除いた額とする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項第2号に規定する支弁
- (2) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定）第3条に規定する負担金

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる学校等に在籍していることが確認できる書類
- (2) 就学奨励費等の認定状況が確認できる書類
- (3) その他参考となる書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第5条 前条の規定による決定通知書を受けた者は、補助対象経費を支出したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第6条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類審査を行い、速やかに補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第4号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定による通知を受けた者で補助金の交付を受けようとする者は、補助金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。